

2026年2月5日

会社分割に関する事後開示書面

東京都千代田区神田美土代町7番地
メディカル・データ・ビジョン株式会社
代表取締役 岩崎 博之

東京都千代田区神田美土代町7番地
株式会社カルテ庫
代表取締役 岩崎 博之

メディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「MDV」といいます。）と株式会社カルテ庫（以下「カルテ庫」といいます。）は、2025年12月19日付吸収分割契約に基づいて、MDVのカルテコ事業に関する権利義務をカルテ庫に承継させる会社分割（以下「本分割」といいます。）をいたしました。

そこで、MDV及びカルテ庫は、会社法第791条第1項第1号及び同法施行規則第189条に基づき、共同して、本分割に関する下記事項を記載した本書面を作成し、MDVについては同法第791条第2項に基づき、カルテ庫については同法第801条第3項第2号に基づき、本書面を各本店にそれぞれ備えおきます。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2026年2月5日

2. MDVにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過及び同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

MDV は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

MDV は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2025 年 12 月 26 日付で官報及び電子公告により公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. カルテ庫における会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過及び同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 第 1 項に基づく差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

カルテ庫の株主は MDV のみであり、本分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当し、MDV がカルテ庫の特別支配会社に該当することから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

カルテ庫は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 12 月 26 日付で官報において公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、カルテ庫について、各別に催告すべき知れている債権者はおりません。

4. 本分割によりカルテ庫が MDV から承継した重要な権利義務に関する事項

カルテ庫は、2026 年 2 月 5 日をもって、MDV から吸収分割契約の定めに従い、MDV のカルテコ事業に関するすべての権利義務を承継いたしました。その概算額は以下のとおりです。

- ・ 承継資産の額：概算金 2 百万円
- ・ 承継債務の額：概算金 1 百万円

5. 変更の登記をした日

2026 年 2 月 5 日

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上